

令和7年度 川根本町立三ツ星学園 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第二条】

具体的ないじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

【いじめの防止等のための基本方針 文部科学省 平成25年10月】

2 いじめに対する基本姿勢

- ・いじめを絶対に許さない、見過ごさないという強い認識を持つ。
- ・いじめは、どの学校でも、どの生徒児童にも起こりうるという危機意識を持つ。
- ・被害児童生徒を守り通すという信念を持つ。

本校において、この3つの考え方を基本に、教職員全員の共通理解、保護者・地域との協力、関係機関・専門機関との連携の下で、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置を適切に行う。

3 いじめの防止等のための基本的な対策

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 本校の重点目標「自分を磨き 考え 行動する」の達成に向けて生徒指導部として目指す、共感的な人間関係の育成や児童生徒同士のいいところ見つけの活動を実践し、互いに認め合い、支え合う集団づくりを進める。

イ 学級担任だけでなく、教科担当なども含めて1～9年の教職員全員ですべての児童生徒を見守り、情報の共有を行う。日々のがんばりや良い表れを様々な多くの教職員が児童生徒に伝えることにより自己肯定感を高めることにつなげ、他者を大切にしようとする素地をつくる。

ウ 社会性や規範意識、他者意識を育むために、教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る。

エ 教員がより良い授業づくりを心掛け、わかる授業・楽しさを味わえる授業を展開する。その中で、発達段階に応じた「聞く・話す」指導をすることを通して、他者意識を高めたり、学級全員で授業をより良いものにしようとする集団への所属意識

を高めたりすることができるようにする。

オ 道徳や学級活動の中でいじめについて考える時間を設ける。また、エンカウンターやピアサポート等を通して児童生徒相互の関わりを深めたり、関係づくりのためのスキルを学んだりする場をつくる。

カ L G B T Qや発達障害、日本以外にルーツを持つ児童生徒など、本校児童生徒に関わる内容にとどまらない「多様性」について理解したり、できることを考えたりする場を、発達段階に応じてつくる。

キ インターネットを通じて行われるいじめ等への理解を深めるために、学級活動や講師を招いての講座を実施する。可能であれば、保護者と共に学ぶ場とする。

(2) 学校におけるいじめの早期発見

ア いじめ調査等

- ① 心のアンケートの実施 年3回（5月、10月、1月）
- ② 生活ノート【後期課程】
- ③ 保護者対象学校評価アンケート 年2回（7月、12月）

イ いじめ相談体制

- ① 教育相談 年3回（5月、10月、1月）
 - ・学級担任だけでなく、児童生徒の希望で相談する教職員を申し出ることができるようにし、より相談しやすい体制となるようにする。
- ② 二者面談【前期課程】 年2回（7月、10月）
 - ・7月は全員を対象に実施。10月は、希望する家庭のみ実施。
- ③ 三者面談【後期課程】 年2回（7月、12月）
 - ・2回とも、全員を対象に実施。
- ④ 生徒及び保護者を対象にいじめに関わる相談を行えるように、スクールカウンセラー（S C）及びスクールソーシャルワーカー（S S W）の活用を図る。

4 いじめ対策委員会

いじめを適切かつ早期に解決するために、いじめ対策委員会を設置する。

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任（後期課程）、学級担任
必要に応じて、部活動顧問、S C、S S W等を招集することもある

イ 活動内容

いじめの情報収集、いじめ事案への対応協議

5 いじめに対する措置

- (1) いじめの通報を受けたり、児童生徒がいじめを受けていると思われたりする場合は、直ちに学年部職員及び生徒指導主事、教頭、校長で情報を共有し、対応を協議した上で、迅速かつ丁寧な事実確認を行う。
- (2) いじめが確認された場合は、いじめ対策委員会を招集し、その対応を協議する。

- (3) 被害児童生徒及びその保護者に対する支援と、加害児童生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- (4) 被害児童生徒が安心して教育を受けられるようにする必要があるときは、保護者との連携のもと、加害児童生徒をある一定期間、被害児童生徒が使用する教室以外の場所での学習を行うようにする等の措置を講ずる。
- (5) 被害児童生徒の保護者と、加害児童生徒の保護者との間で争いが起こることがないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置を講ずる。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、警察等に連絡し、連携して対応する。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは、次のような場合をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- 【いじめ防止対策推進法第二十八条第一項】

- (2) 重大事態についての調査・報告

- ア 重大事態が発生した場合は、直ちに川根本町教育委員会に報告する。
- イ 教育委員会との連携のもと、対策のための組織を設置し、事態への対処や同様の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするための調査を行う。
- ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報提供を行う。